

三豊市電子地域通貨利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、三豊市(以下、「市」という)が提供する三豊市電子地域通貨Mito Pay事業(以下、「本事業」という。)の利用条件について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規約における次の用語の意味は、次の各号のとおり。この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Mito Payマネー(以下、「マネー」という。) 本規約に基づき市が発行する電子地域マネーのことをいう。
- (2) Mito Payポイント(以下、「ポイント」という。) 市が付与する行政ポイントやマネー決済時に1%付与される電子地域ポイントのことをいう。
- (3) 本アプリ 本事業を利用するためにユーザーが使用するスマートフォン等向けのソフトウェアのことをいう。
- (4) ユーザー 本事業を利用するために本アプリをインストールした利用者のことをいう。
- (5) 加盟店 ユーザーがマネーを利用できる店舗、施設等のことをいう。
- (6) ユーザー端末 本事業においてユーザーが利用するスマートフォン等の機器等の総称のことをいう。
- (7) 加盟店端末 ユーザー端末とデータを授受することや売上データの確認等を行うために加盟店が設置するスマートフォン等の機器等の総称のことをいう。
- (8) 使用者 ユーザー及び加盟店等を含めた、本事業を利用するものの総称のことをいう。
- (8) ID 本事業において、ユーザー等を識別するための符号で、ユーザー自身が登録したもの他、ユーザー端末等に割り当てられた符号のことをいう。
- (9) 対象取引等 マネーの利用やポイントの付与、および利用の対象となるユーザーと加盟店との間の商品購入、サービス提供等の取引等のことをいう。
- (10) チャージ 現金により、ユーザーが対価を支払って、マネーの残高を加算することをいう。

(11) チャージ店 ユーザーがチャージを行うことのできる加盟店のことをいう。

(12) 記録情報 マネー・ポイント及び初回登録時にユーザー自身が設定したプロフィール等に関する情報のことをいう。

(13) 本規約等 本規約及び別途定める要綱等のことをいう。

(利用規約)

第3条 ユーザーは、本事業の利用を希望する場合、本規約の内容を承諾の上、本アプリ内より、利用申込が必要となる。

2 前項の申込を行い、本事業を利用するための登録が完了した時点で、市との間に、利用契約が成立するものとする。

3 市は、第1項に基づく申込について、本事業の運営に支障があると判断した場合、申込を承諾しないことがある。

(本規約の変更)

第4条 市は、次に掲げる事情による場合、本規約を変更できるものとする。

(1) 法令の改正、その他社会情勢の変化

(2) 物価、公租公課、その他の経済的負担の変動等の経済情勢の変化

(3) 技術環境や経営環境の変化等に伴うサービス内容の合理化、システム変更、その他の技術上・運用上の変更

(4) その他、前各号に準ずる事情

2 市は、前項に基づき、本規約を変更する場合、30日以上前に使用者に通知を行う。ただし、使用者に不利な変更を含まない場合、または、緊急の必要がある場合には、直ちに本規約を変更することがある。

(通知)

第5条 本規約に関する通知は、本アプリ内及び市ホームページ上で行い、掲載をもって、完了したものとする。

(利用契約の終了)

第6条 ユーザーは、本アプリ内の退会手続きにより、利用契約を終了することができる。

2 利用契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、ユーザーへの通知なく終了することがある。

- (1) ユーザーが本規約等に違反し、相当な期間を定めて催告しても、その期間内に是正されない場合
 - (2) ユーザーと3か月以上連絡がとれない場合
 - (3) 市がやむを得ない事由により本サービスの提供を終了する場合。
- 3 利用契約が終了した場合、ユーザーは、マネー等を利用することはできない。
(マネー等の取得等)

第7条 ユーザーは、チャージ店において、千円単位でチャージ金額1円あたり1マネーをチャージすることができる。

- 2 マネーの保有残高上限は、10万円とする。
- 3 ユーザーは、加盟店での決済において、100マネーにつき1ポイントの付与を市から受けることができる。
- 4 マネーは有効期限を定めないものとする。
- 5 本サービスの利用終了、その他いかなる理由によっても、マネーを換金することはできない。

(マネー等の利用)

第8条 ユーザーは、加盟店での対象取引等における支払において、1マネーあたり1円相当の割合で、マネー等を利用できる。

- 2 マネー等により決済した対象取引等について、商品不良、サービスの不具合により、正常に完了しなかった場合、加盟店の判断により、マネー等の返還等の対応がされることがある。
- 3 マネー等決済の利用対象にならないものは次に掲げるものとする。

- (1) 現金との換金及び金融機関への預け入れ
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 前2号の他、加盟店が指定するもの(加盟店は、ユーザーに明示すること)

(ポイント等の利用)

第9条 ユーザーは、本アプリ内で1ポイントあたり1マネーに交換をすることができる。

- 2 ポイントの有効期限は、毎年度末までとする。
- 3 ポイントの保有上限は定めないものとする。

(IDの管理責任)

第10条 ユーザーはIDを第三者に貸与してはならない。

2 ユーザーは、ID及びパスワードを自らの責任で、第三者に知られないように管理し、これらの盗用を防止する措置を自らの責任で行うものとする。

(記録情報の確認)

第11条 ユーザーは、本アプリ内で登録済みのプロフィール、マネー残高、利用履歴等を確認することができる。

(費用負担)

第12条 本アプリを利用するための機器・ソフトウェア等の取得及び利用するための通信費については、ユーザーの負担とする。

(問い合わせ先)

第13条 本事業に関する問い合わせ窓口は政策部産業政策課に置く。

(禁止事項等)

第14条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 使用する端末の変形、破損等のおそれがある取扱い
- (2) 市、関連事業者または第三者の知的財産権、その他の権利を侵害し、または、侵害する恐れのある行為
- (3) 記録情報の改ざん等
- (4) 本事業に関連するシステムへの不正なアクセス等及び当該侵害行為を助長する行為
- (5) IDの不正使用
- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) 前各号の他、本事業に関連する事業の運営に支障をきたす行為、または、そのおそれがある行為

(本事業の提供中止)

第15条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本事業の全部または一部の提供を中止することがある。

- (1) 使用者が本規約等に違反した場合
- (2) 使用者が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合
- (3) 使用者が暴力団等の反社会勢力と非難されるべき関係にある場合
- (4) システム保守、システム障害対応、天災・争乱等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、本事業の提供を中断する必要があると判断した場合

- 2 本事業の提供を中止する場合、市は3か月以上前に市ホームページ、アプリ内において通知を行う。ただし、前項の各号による提供の中止については、その限りではない。

(個人情報取扱い)

第16条 市は、ユーザー及び加盟店の個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び市のプライバシーポリシーに従って、厳重に管理する。

- 2 使用者の個人情報は、本事業の利用記録に基づく統計情報や事業実績等の作成・提供に活用する場合がある。

(準拠法・合意管轄)

第17条 本規約は日本法に準拠する。

- 2 本規約に関する訴訟については、市を管轄する高松地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。